

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示
 - 町等の区域の新設等
 - 生活保護法によるあん摩マッサージ指圧師の指定
 - 保険医療機関等の指定
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 土地改良法による換地計画の決定
 - 解除予定の保安林(三件)
 - 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
- ◇ 教委規則
 - 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
- ◇ 人委規則
 - 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第四百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

幸 神 町	新たに画する町の名称
	同上の区域(昭和五十四年二月九日現在の地番による。)
	小篠津町字中塚一三七八の一、一三七九の一、一三七九の三、一三八二から一三八四まで、一三九九の一、一三九九の二、一四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地、小篠津町字光塚一四〇三、一四〇四の一部、一四一六の一、一四一六の二、一四二二の二、一四二二の二、一四二二の三、一四二三及びこれらと一体をなす国有地、小篠津町字荒神通一四四二、一四四五の二の一部、一四四六の一、一四四六の三、一四六三の一部、一四六四の一部、一四六五の一、一四六五の二、一四六六の一、一四六六の二、一四六六

七の二、一四六九の二、一四七〇の一の一部、一四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、小篠津町字下松中の全域、小篠津町字外道塚の全域、小篠津町字武者小松の全域、小篠津町字蛭池の全域、小篠津町字万野の全域、小篠津町字大松山の全域、小篠津町字乳母田一八〇六の一から一八〇六の三まで、一八〇九の一から一八〇九の三まで、一八一〇の二、一八一二の二、一八一六の一、一八一七の一、一八一七の二、一八一八の二、一八一九の二、一八三〇の二、一八三一の二、一八三一の三及びこれらと一体をなす国有地、小篠津町字稚児畑一九七五の二、一九七六の二、一九七六の三及びこれらと一体をなす国有地、小篠津町字松明田の全域、小篠津町字四斗時の全域、小篠津町字鬼ヶ沢二〇六から二〇六九までと一体をなす国有地の一部、小篠津町字小藪二一四八、二一四九、二一五二、二一五三、二一五八から二一六〇まで、二一六六から二一六八まで、二一七一、二一七三、二一七四、二一七九の一、二一八〇及び二一八一の二と一体をなす国有地の一部、新屋町字西中塚八五八の二、九〇六の一及び九〇六の三、新屋町字上広畑の全域、新屋町字三舛蓋一四五〇の三から一四五〇の五まで及び二六二一の一と一体をなす国有地、新屋町字万野一四七四、一四八五、一四八六、一四九一、一四九二及び一四九五と一体をなす国有地の一部、新屋町字西万野一五七五、一六〇四の一及び一六〇四の二と一体をなす国有地の一部並びに新屋町字上鬼ヶ沢一六〇五と一体をなす国有地の一部

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十四年二月九日現在の地番による。）
小篠津町字中塚	小篠津町字中塚のうち一三七八の一、一三七九の一、一三七九の三、一三八二から一三八四まで、一三九九の一、一三九九の二、一四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小篠津町字光塚	小篠津町字光塚のうち一四〇三、一四〇四の一部、一四一六の一、一四一六の二、一四二一の二、一四二二の二、一四二二の三、一四二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小篠津町 字荒神通	小篠津町字荒神通のうち一四四二、一四四五の二の一部、一四四六の一、一四四六の三、一四六三の一部、一四六四の一部、一四六五の一、一四六五の二、一四六六の一、一四六六の二、一四六七の二、一四六九の二、一四七〇の一部、一四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小篠津町 字乳母田	小篠津町字乳母田のうち一八〇六の一から一八〇六の三まで、一八〇九の一から一八〇九の三まで、一八一〇の二、一八二二の二、一八一六の一、一八一七の一、一八一七の二、一八一八の二、一八一九の二、一八三〇の二、一八三一の二、一八三一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小篠津町字稚児畑	小篠津町字稚児畑のうち一九七五の二、一九七六の二、

新屋町 字上鬼ヶ沢	新屋町字上鬼ヶ沢のうち一六〇五と一をなす国有地の一部以外の区域
新屋町字西方野	新屋町字西方野のうち一五七五、一六〇四の一及び一六〇四の二と一をなす国有地の一部以外の区域
新屋町字万野	新屋町字万野のうち一四七四、一四八五、一四八六、一四九一、一四九二及び一四九五と一をなす国有地の一部以外の区域
新屋町字三舂蓋	新屋町字三舂蓋のうち一四五〇の三から一四五〇の五まで及び二六二一の一と一をなす国有地以外の区域
新屋町字西中塚	新屋町字西中塚のうち八五八の二、九〇六の一及び九〇六の三以外の区域
小篠津町字小藪	小篠津町字小藪のうち二二四八、二二四九、二二五二、二二五三、二二五八から二二六〇まで、二二六六から二二六八まで、二二七一、二二七三、二二七四、二二七九の一、二二八〇及び二二八一の二と一をなす国有地の一部以外の区域
小篠津町 字鬼ヶ沢	一九七六の三及びこれらと一をなす国有地以外の区域 小篠津町字鬼ヶ沢のうち二〇六二から二〇六九までと一をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称
 小篠津町字下松中、字外道塚、字武者小松、字蛭池、字万野、字大松山、字松明田、及び字四斗時、並びに新屋町字上広畑

鳥取県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、あん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
石 破 憲 雄	鳥取市吉方町二丁目二二番地	昭和五十四年五月一日
佐 々 木 定 美	立川町二丁目四一五番地	"
小 林 久 生	東町二丁目三〇一番地二	"
國 岡 昭 太 郎	吉方温泉町一丁目一〇三番地	"

足立正己	行徳ろ一二五番地	"
森山勇夫	気高郡気高町浜村五一番地	"
山根和由	青谷町青谷四〇二五番地	"
田村親江	八頭郡河原町曳田一〇六番地	"
岸本隆一	智頭町智頭五三八番地	"
長谷川正道	二六〇四番地四七	"
房安正志	気高郡気高町浜村一〇番地二〇	"
福井昭輝	倉吉市清谷六七三番地二	"
勝野徳子	東伯郡三朝町大瀬城内 六五七番地一〇	"
門木光明	三朝七九四番地一	"
加藤清壽	東郷町松崎四四〇番地八	"
中村道江	関金町関金宿 二二一八番地	"
橋谷正太郎	東伯町笠見五九番地二	"
植竹宏	赤碕町八幡一四九番地	"
田中祥仁	赤碕町花見 一九六〇番地一九	"
家森俊彦	赤碕二〇六番地一	"

門脇吉己	米子市長砂町七七二番地	"
後藤昌	上福原一九二七番地六	"
中曾勉	道笑町二丁目五三番地	"
長谷川潔	彦名町六二四番地	"
赤井整	富士見町二丁目 五六番地三	"
石田幸雄	上後藤八一番地八	"
東秋廣	境港市竹の内町一〇〇一番地	"
篠原正明	誠道町一六七番地	"
井田英夫	佐斐神町一一四三番地	"
三好博幸	日野郡日野町舟場四二五番地	"

鳥取県告示第四百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村医院	鳥取市掛出町一	昭和五十四年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	"
米川外科医院	米子市西三柳大次 八八〇一	"
竹内歯科医院	鳥取市新町二〇	昭和五十四年五月二十二日
灘尾歯科医院	東伯郡赤碕町赤碕一三五四	昭和五十四年五月二十九日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町一〇	昭和五十四年五月二十一日
はた薬局	岩美郡国府町宮の下 字八反田四六〇の三	昭和五十四年五月十五日

鳥取県告示第四百九十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町一〇	昭和五十四年五月二十一日
はた薬局	岩美郡国府町宮の下 字八反田四六〇一三	昭和五十四年五月十五日

鳥取県告示第四百九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町一〇	全国	昭和五十四年五月二十一日
はた薬局	岩美郡国府町宮の下 字八反田四六〇一三	"	昭和五十四年五月十五日

鳥取県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米地区第二工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年六月二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路六七三の二（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字上茶屋上四二五の二、四二五の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字滝谷一九七五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の

規定により、昭和五十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	場所		大字名	字名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	市町村名				
水源かん養保安林	八頭	河原・郡家	河原	三〇三・〇〇	八頭地区	
土砂流出防備保安林	八頭	河原・郡家	河原	八・三九	若 桜	
"	"	"	若 桜	〇・一五	八 東	
"	"	"	智 頭	一〇・七八	智 頭	
"	"	"	船 岡	〇・七六	船 岡	
"	"	"	用 瀬	九・三二	用 瀬	
"	"	"	佐 治	〇・〇六	佐 治	
干害防備保安林	"	"	船 岡	〇・三八	喜才谷山	
"	"	"	殿	〇・四六	明見谷東平	
"	"	"	"	〇・九二	池ノ内下平	
水源かん養保安林	鳥取	用 瀬	赤波	〇・一六	赤 波	
"	岩美	"	"	九二五・二九	鳥取地区	
"	気高	"	"	六・七〇	河 原	
"	八頭	河原・郡家	河原			
土砂流出防備保安林	"	"	"			

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 館長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

2 館長は、前項の規定により休館し、又は開館する場合は、緊急を要するときは除き、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の議会議務局の項中

次長

を

事務局長
次長

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の議事事務局の項中

事務局長
次長

を

事務局長（承認したも
事務局長
次長

人事委員会が
のに限る。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】